

EVワイヤレス給電技術に係る実証支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 EVワイヤレス給電技術に係る実証支援事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、大阪・関西万博で披露され、開発が進められているEVワイヤレス給電技術の実証事業を実施する事業者等を支援することにより、当該技術の社会実装を促し、もって府域における電動モビリティによる脱炭素まちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 電気自動車

電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証に燃料が電気のみであることが記載されているもの）をいう。

二 電動モビリティ

電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている乗り物をいう。

三 EVワイヤレス給電技術

電気自動車その他の電動モビリティに対し、充電設備に接続することなく、停車中又は走行中に電力を供給する技術をいう。

四 実証事業

府域の公道、事業用地、公共施設周辺等において、EVワイヤレス給電技術の技術的有效性、安全性、運用性、社会受容性等を検証・評価するための実証を行う事業をいう。

五 国補助等

EVワイヤレス給電技術の実証事業の実施に対して国が交付する補助金、委託費、助成金その他これらに類する支援であって、別表第1に掲げるものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条の目的に資するために実施するEVワイヤレス給電技術の実証事業であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 EVワイヤレス給電技術の社会実装に向けた実証、検証、評価を目的とする事業であること。

二 別表第1に掲げる国補助等の交付決定を受けており、第8条の規定による交付決定後に実施し、年度末までに成果が得られる事業であること。

三 実証を実施するための体制が構築され、必要な安全対策、関係機関との協議その他必要な手続が講じられること。

四 実証を行う場所は大阪府内であること。

(補助申請者)

第5条 補助金の交付の申請をすることができる補助申請者は、補助対象事業を実施する者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすもの（ただし、規則第2条第2号イからハまでに該当する者は除く。）とする。

一 民間事業者又は民間事業者を含む共同企業体であり、当該分野に関する知識、技術開発力、

実証事業実施能力その他の技術基盤を有するもの。

二 国補助等の申請を行ったもの。

三 次のいずれにも該当しないもの。

ア 破産手続開始、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てを受けている又は自ら申し立てているもの

イ 国税又は府税を滞納しているもの

ウ その他知事が補助対象事業の実施主体として適当でないと認めるもの

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要かつ適当と認める経費として別表第2及び別表第3に掲げるものとする。

2 補助金の額は、別表第4に掲げるものとし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、第1号様式による補助金交付申請書に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日をもって、募集を停止する。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、国補助等の交付決定の確認後に補助金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及び交付条件を第2号様式による交付決定通知書により補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）に対して通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 知事は、前条の補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

一 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。

ア 補助対象事業に要する経費の配分の変更をする場合

イ 補助対象事業の内容の変更をする場合

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合

二 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

三 国補助等の交付額、対象経費、交付条件その他の内容に変更が生じた場合又は国補助等が不交付となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

四 財産の管理及び処分について、処分制限期間内に財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

五 規則やこの要綱、国補助等の交付条件に従い、関係法令を遵守すること。

2 前項に定めるもののほか、知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(補助対象事業の内容等の変更承認申請等)

第10条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号に該当するときは、第3号様式によ

る補助対象事業の内容・経費配分の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、第4号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、第5号様式による補助対象事業の遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

（変更承認の特例）

第11条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表第2の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して20パーセント以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第12条 知事は、補助金の交付決定後、天災地変その他交付決定後に生じた事情の変更により、事業の継続が困難となった場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（補助金の交付申請の取下げ）

第13条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、第6号様式による補助金交付申請取下承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、規則第12条の規定による報告を、第7号様式による実績報告書により、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に係る補助対象経費は、前項に規定する実績報告の期限日までに支払が完了したものに限る。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査した結果、交付決定事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表第4に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、補助事業者に対し、第8号様式により補助金の額の確定について通知するものとする。

2 前項の規定により確定する補助金の額は、補助対象経費の実績額に別表第4に定める補助率を乗じて得た額と、補助金交付決定額（補助金の交付決定を変更した場合にあっては、当該変更後の額）とのいずれか少ない額とする。

（補助金の交付）

第16条 知事は、前条による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による額の確定通知を受けた日以後速やかに第9号様式による支払請求書を知事に提出しなければならない。

(報告及び調査等)

第17条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、交付決定事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所や実証を行う場所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。また、国に対して国補助金の状況を確認することについて、申請者からの同意を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、補助事業者がこの要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は第7条の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、規則第16条及び第17条の規定により、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項に基づき交付決定を取り消した場合には、補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第20条 規則第19条第4号及び第5号の知事が定める財産は、併用する国補助等の交付要綱その他の定めにより処分制限の対象とされる財産とし、その処分制限期限は、当該国補助等の交付要綱その他の定めにより定められた期限（以下「処分制限期限」という。）とする。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

3 補助事業者は、処分制限期限を経過するまでの間は、知事の承認を受けずに、取得財産を本補助金の交付の目的に反して処分（使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。以下、本条において同じ。）してはならない。

4 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、併用する国補助等の交付要綱その他の定めにおいて、耐用年数期間が経過するまでに撤去することが認められる場合についてはこの限りでないが、第11号様式による報告を行うこと。

5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第3項の処分時から処分制限期限までの残存期間に相当する額を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を大阪府に納付させることができる。

(補助事業者の公表)

第21条 知事は、規則第5条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名、実証事業の概要、実証場所、補助対象経費の概要その他知事が必要と認めるものを公表し、また、補助事業者に発表を求めることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助事業者は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該 情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に 利用してはならない。なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な 措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、本事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又 は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為 とみなす。

3 本条の規定は補助事業完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月23日から施行する。

別表第1（第3条関係） 補助対象となる国補助等

一	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（環境省）
二	グリーンイノベーション基金事業（NEDO）
三	先導研究プログラム／技術開発・実証事業（NEDO）
四	脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム（NEDO）
五	戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（内閣府）
六	地域未来交付金（内閣府）
七	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）（国土交通省）
八	道路に関する新たな取組の現地実証実験（国土交通省）
九	道路政策の質の向上に資する技術研究開発（国土交通省）
十	脱炭素に向けた産官学連携による次世代大型車開発促進事業（国土交通省）
十一	その他、これらに類する国の補助・委託・助成事業

別表第2（第6条関係） 補助対象経費

区 分	費 目	細 分	内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	補助対象事業の実施に必要な送電設備、受電設備、配線、基礎、架台、保護設備その他これらに類する設備の設置に要する材料の購入費（これに要する運搬費、保管料を含む）
		労務費	補助対象事業の実施に必要な送電設備、受電設備、配線、基礎、架台、保護設備その他これらに類する設備の設置に要する労務費
		直接経費	補助対象事業の実施に必要な送電設備、受電設備、配線、基礎、架台、保護設備その他これらに類する設備の設置を行うために直接必要とする以下の経費 ①特許権使用料 ②水道、光熱、電力料 ③機械経費
		(間接工事費) 共通仮設費	補助対象事業の実施に必要な仮設電源、仮設配線、仮設照明、仮設足場その他これらに類する仮設工事に要する以下の費用 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	補助対象事業の実施に必要な工事現場の管理に

設備費	付帯工事費	一般管理費	要する経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用 補助対象事業の実施に必要な工事に係る一般管理に要する経費であって、諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費 本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲の経費
		測量及び試験費	補助対象事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
	設備費	機械装置費	補助対象事業の実施に必要な車両、送電装置、受電装置、制御装置、監視装置、通信装置、計測装置、データ収集装置、電力変換装置その他これらに類する機械装置の購入、製作又は改造に要する費用
		器具備品費	補助対象事業の実施に必要なセンサー、検知装置、アンテナ、表示装置、保護装置その他これらに類する器具備品の購入に要する費用
		ソフトウェア費	補助対象事業の実施に必要な制御ソフトウェア、監視ソフトウェア、通信ソフトウェア、解析ソフトウェアその他これらに類するソフトウェアの開発、購入又は改修に要する費用
業務費	業務費	設計費	補助対象事業の実施に必要な送電設備、受電設備、配線、基礎、架台、制御装置その他これらに類する設備の設計に要する経費
		試験検証費	補助対象事業の実施に必要な性能試験、動作試験、安全性試験、実証試験、検証、評価その他これらに類する業務に要する経費
		調査費	補助対象事業の実施に必要な現地調査、条件調査、法令調査、設置可能性調査その他これらに類する調査に要する経費
事務費	事務費		補助対象事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費など、別表第3に定める経費

※補助対象経費の算定に当たっては、当該経費の金額を確認できる書類を提出しなければならない。

※補助対象事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次の各号のいずれかに該当する経費は補助対象外。

- 一 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 二 振込手数料
- 三 処分費
- 四 土地又は建物の取得に要する経費
- 五 借入金の利息
- 六 交際費、接待費、慶弔費その他これらに類する経費
- 七 既存設備の維持管理、修繕又は更新のみに要する経費

別表第3（第6条関係） 補助対象経費（事務費）

区 分	費 目	細 目	細 分	内 容
事務費	事務費	事務補助員人件費		補助対象事業の実施に必要な事務補助員の人件費
		諸謝金		補助対象事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）
		消耗品費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費

※補助対象経費の算定に当たっては、当該経費の金額を確認できる書類を提出しなければならない。

別表第4（第6条関係） 補助金の額

補助金の額	補助対象経費から国補助等の額 ^{※1} 及びその他補助の額 ^{※2} を引いた額の1/2 ただし、算出された額が補助金の上限額を超える場合は上限額
補助金の上限額	1事業当たり5,000万円

- ※1 「国補助等の額」とは、国補助等のうち、本補助金の補助対象経費に充当される額をいう。
なお、国補助等が補助対象経費以外の経費にも充当される場合は、当該補助対象経費に対応する額に限るものとする。
- ※2 その他補助の額とは、国補助等以外の市町村や業界団体等による補助のうち、本補助金の補助対象経費に充当される額をいう。